

和歌山大学大学院システム工学研究科入試判定会議規程

制 定 平成23年11月17日

法人和歌山大学規程第1235号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学大学院システム工学研究科会議規程（以下「研究科会議規程」という。）第9条第4項の規定に基づき、和歌山大学大学院システム工学研究科入試判定会議（以下「研究科入試判定会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 研究科入試判定会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。なお、研究科会議規程第9条第1項並びに同規程第9条第2項により、研究科入試判定会議の議決をもって、研究科会議の議決とすることができる。

- (1) システム工学研究科博士前期課程入学者選抜（一般選抜、学部第3年次学生を対象とする特別選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜）の合格者判定に関すること。
- (2) システム工学研究科博士後期課程入学者選抜（一般選抜）の合格者判定に関すること。

(組織)

第3条 研究科入試判定会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科幹事（副学部長）
- (3) 各クラスタ選出の教授各1名
- (4) 研究科長が指名する教授 若干名

(議長)

第4条 研究科入試判定会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長に事故あるときは、入試担当の研究科幹事はその職務を代行する。

(議事)

第5条 研究科入試判定会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 研究科入試判定会議が必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞きことができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究科会議の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月17日から施行する。